

施策 4-3-2 安全な消費生活

(1) 住民意識調査結果

関連項目	満足度	順位	優先度	順位
※該当項目なし				


(2) 地域経営計画書（後期計画）指標

指標	基準値	目標値
消費生活相談員の設置	平成 21 年度 未設置	平成 24 年度 設置

<前期 5 年計画の検証を踏まえた施策展開>

- 消費者が安心・安全で、豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に向けて、平成 21 年 9 月に、消費者庁が設置されました。
本町においても、多重債務、悪質商法など、消費生活相談業務の多様化・複雑化が進む中、消費生活における町民の皆さんの安全・安心を確保していくことが急務となっています。
- 本町では、寄せられる相談に応じて、県消費生活センターや弁護士等の専門家を紹介する等の対応をとっている状況ですが、今後は、町民の皆さんに最も近い自治体として、町に相談窓口を設置し、対応できる体制を整備していくことが必要と認識しています。
- ただし、相談に適切に対応していくためには、法改正の動きや事例の研究など、専門的知識を習得することが必須であるため、当面は相談窓口の設置に向け、県の講座や研修会を活用し、相談員の確保を進めます。
- また、設置にあたっては、県消費生活センターとの役割分担や、他市町との共同設置など、関係機関と連携し、十分に議論しながら検討を進めます。

(3) 施策を達成するための主な事務事業

事務事業名		23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
	取組概要					
○消費者行政推進事業						
	・被害防止のため、意識啓発活動を実施する消費者団体を支援します。					
		事業継続 ・啓発活動の推進 ・相談窓口の検討、設置				